

協力会社業務改善表彰制度規程

制定 平成29年11月10日
改訂 2021年 4月 1日

(趣旨)

第1条 協力会社業務改善表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、協力会社からの省力化・短工期化等の改善事例及び提案、および当社が定める年度ごとの重点テーマで、現場の変革に対する改善効果の認められるものとする。

表彰対象者は当社と取引のある協力会社またはその協力会社に所属する社員とする。なお、当社と取引のある協力会社には2次以下の協力会社も含むものとする。

(表彰候補)

第3条 表彰候補は次のいずれかに該当する案件とする。

- 1 実際を実施し、改善効果が確認できた事例
- 2 実施してはいるが、改善効果が見込める改善案
- 3 当社と協力会社共同で報告している現行の業務改善運動の評価済み事例のうち、本表彰の趣旨にふさわしい事例

(審査及び決定)

第4条 表彰事例の選出は土木本部生産企画部が行い、表彰事例の決定は土木本部長が行う。

(表彰の実施)

第5条 表彰は、毎年1回表彰式を行い、表彰対象者に表彰状及び賞金を贈呈するものとする。表彰状は、土木本部長の名義によるものとする。